

## 平成16年農業生産資材問題検討会中間報告書

## 1 農業生産資材費低減のための取組に関する基本的考え方

## (1) 農業生産資材費の現状

農業生産資材費については、例えば、米生産費における肥料・農薬・農業機械の主要三資材に係る費用でみると、実数としては低下傾向にあるものの、生産コストに占める割合は約3分の1で推移しているところであり、依然として農業経営に与える影響が大きい。

また、これら主要三資材の価格指数は、近年、横ばいないしやや低下傾向で推移しているところであるが、農産物価格の低下傾向に比べると緩やかである。なお、最近では、国内需要量の減少に加え、原油価格や海上運賃の高騰等資材価格の上昇につながるおそれのある外的要因が見られるところである。

## (2) 農業生産資材費低減のための取組の経過

平成7年に、UR農業合意の実施に伴い農業生産資材費の低減が強く要請されるとともに、円高により農業生産資材の内外価格差について関心が高まる中で、学識経験者及び資材の製造・流通・利用関係者からなる農業生産資材問題検討会において、農業生産資材費の低減方策について検討、とりまとめを行った。そして、平成8年に、これを踏まえて、主要三資材の製造・流通団体及び都道府県（以下「関係団体等」という。）において、農業生産資材費低減のための行動計画が策定され、行動計画に基づく取組が推進されてきた。

また、平成12年には、本検討会において、平成12年3月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画に示された施策の方向を踏まえつつ、これまでの行動計画の取組状況を評価した上で、更なる資材費低減のための取組の基本方向等について検討、とりまとめを行った。そして、平成13年に、これを踏まえて、関係団体等において行動計画が改定され、改定後の行動計画に基づく取組が推進されてきた。

### (3) 行動計画の取組状況の評価と今後の課題

関係団体等における行動計画に基づく取組は、個々の取組により進捗度合にばらつきがあるものの、低廉な資材の普及が拡大するなど着実に進展している。これらの取組を進める中で、(1)に示したように農業生産資材費の低減が進んでおり、十分とは言えないものの一定の成果が上がっていると考えられる。

今後、さらなる農業生産資材費の低減を図っていくためには、関係団体等において、行動計画に基づく取組をさらに発展させていくことが有効と考えられるが、以下の点が課題として挙げられる。

行動計画に基づく取組の中には、具体的な目標が設定されておらず、十分な評価を行い難いものがある。また、既に明示されている数値目標の中には、製造・流通段階と利用段階との間で乖離の見られるものがある。

平成16年8月に農林水産省の食料・農業・農村政策審議会においてとりまとめられた「中間論点整理」に示された担い手への施策の集中化・重点化や構造改革の推進等の施策の方向を踏まえて取組を進めるべきである。

低廉な資材の供給拡大等には、コスト意識を有する担い手農家等に限らず、資材ユーザーであるすべての農業者の資材選択動向が大きく関係することから、これを踏まえた資材の製造・流通を推進するとともに、農業者のコスト意識を十分に高めるような取組を強化することが必要である。

厳しい経済・社会情勢の中、関連企業等において自らの判断に基づき組織再編を含む経営合理化が実施されているが、このような取組のより一層の進展が、農業生産資材費のさらなる低減を図る上で必要である。

### (4) 行動計画の改定の必要性

現在、農林水産省の食料・農業・農村政策審議会において、新たな食料・農業・農村基本計画の策定に向けた検討が進められている。当該検討において、WTO等の厳しい国際環境等にも対応し得るよう、構造改革を通じて農

業の競争力の強化を図ることが必要であること等が指摘されている。このような課題に対応していくためには、農産物の高付加価値化を図る一方で、生産コストの低減を図ることが重要であり、生産コストの相当割合を占め、かつ、生産コストの内外格差を生み出す要因の一つである農業生産資材費について、製造・流通・利用の各段階における取組を通じて、より一層の低減を図ることが必要である。

このような情勢に対応しつつ、これまでの行動計画の評価を踏まえ、本検討会においては、

関係団体等において、平成17年度のできるだけ早い時期までに、本報告書の2及び3に示した基本方針等に沿って、農業生産資材費低減のための行動計画を改定し、新たな行動計画に基づく取組を推進すること

農林水産省において、関係団体等における行動計画の改定及び行動計画に基づく取組が円滑に進められるよう、本報告について周知徹底等を図るとともに、優良な取組事例を積極的に紹介するなど必要な助言・指導等を行うこと

が必要であるとの結論を得た。

## 2 行動計画の改定に当たっての基本方針

行動計画に基づく取組のさらなる発展を図るため、1の(3)に記した課題及び最近の情勢変化を踏まえ、行動計画の改定に当たっては、以下の点を基本方針とすることが適当である。

新たな行動計画については、新たな食料・農業・農村基本計画の策定に向けた検討の方向に合わせて、10年先を展望して策定し、概ね5年目に実施状況を評価すること。

新たな行動計画については、関係者が計画期間を通じて効果ある取組を効率的に実施できるよう、3に示した重点的取組事項を中心として各取組についてできる限り達成度を把握することができる数値目標を明示すること。そ

の際、関連する技術開発動向を考慮するとともに、特に、製造・流通段階において、今後の農業者の資材選択動向等を考慮すること。また、現行の行動計画に明示されている数値目標については、評価を踏まえつつ、より一層の資材費低減に資するよう目標設定の検討を行うこと。

新たな行動計画の策定に当たっては、特に担い手の資材費低減が図られることを主眼とし、製造段階においては、低廉な大型機械の供給拡大、流通・利用段階においては、大口需要者に対して適切にメリットを還元する取引価格の設定等の拡大、担い手における資材の効率利用等に向けた経営指導等の強化を図ること

利用段階（都道府県）においては、農業者のコスト意識を高め、適切な資材選択を促進するための経営指導等の取組を新たな行動計画に記述することとし、当該取組は、農業改良普及センター、病虫害防除所、農業協同組合の営農指導部門、市町村等の現地指導組織において連携を図りつつ推進するものとする。また、製造・流通段階においては、利用段階における取組に活用しうる、農業者にとってわかりやすい低廉な資材等に関する情報の積極的な提供に関する取組を新たな行動計画に記述すること。

関連企業等における経営合理化は、各企業等が自発的に取り組むものであり関係団体における行動計画に基づく取組として馴染みにくいものであるが、そのような経営合理化が農業者を含む関係者に対して理解されるよう、関係団体においては、それらの状況と今後の方向についての情報提供に関する取組等を新たな行動計画に記述すること。

農協系統においては、新たな行動計画の策定に当たり、全国農業協同組合中央会の定める経済事業改革指針との整合性の確保に留意し、農業生産資材供給コストの低減に向けた経済事業の合理化・効率化の取組を効果的に推進すること。

### 3 農業生産資材費低減のための取組の基本方向

これまでの行動計画の取組状況と評価及び情報化の進展や担い手への施策の集中等最近の情勢変化を踏まえ、新たな行動計画に基づき農業生産資材費低減のために進めるべき取組等は、別紙のとおりである。また、それらの取組のうち、資材共通的に行動計画に盛り込み、重点的に取り組むべき事項は、以下のとおりである。

#### 製造段階

- ・従来製品と比べて低廉な資材についての流通・利用段階におけるニーズを踏まえた供給品目・地域の拡大

#### 流通段階

- ・大口需要者にメリットを適切に還元する取引価格の設定等の担い手の資材費低減に資する取組の拡大
- ・低廉な資材についての広報活動の強化等による取扱い強化
- ・農協系統を始めとする流通業者におけるITの導入、流通拠点の再編整備等による物流の合理化

#### 利用段階

- ・担い手への農地・農作業集積、経営指導等による担い手を主な対象とした資材の効率利用等の推進
- ・農業者の適切な資材選択を促進するための栽培暦の見直し、資材費低減による生産コスト低減を実現している事例の収集・紹介、実証ほの設置、農業改良普及センターや病害虫防除所、農業協同組合の営農指導部門、市町村等現地指導組織による経営指導等の意識啓発活動

なお、行動計画に基づく取組等の推進に当たっては、消費者・実需者のニーズ等を踏まえ、品質の向上や食の安全・安心、環境保全に関する取組にも配慮することが重要である。

#### 4 行動計画の点検等について

新たな行動計画に基づく取組については、関係団体において、毎年度、進捗状況の調査等を実施した上でチェックシートにより自己点検・分析を行うことが適当である。その際、資材別に実務有識者による検討を実施し、当該検討の結果、関係者にとって有用と考えられる情報をフィードバックする手法を検討すべきである。また、幅広い関係者に対して周知及び理解増進を図るため、行動計画に加え、行動計画に基づく取組の状況や点検結果等について公表すべきである。

## 新たな行動計画に基づき進めるべき取組等について

	肥料	農薬	農業機械	その他資材・資材共通
低廉な資材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・輸入肥料について、認知度の低い地域における広報活動の強化等による供給拡大</li> <li>・B B肥料(粒状配合肥料)について、水稲以外の作物に対応した銘柄の生産、供給地域の工場所在地近隣県への拡大等による供給拡大</li> <li>・上記肥料の利用に加え、単肥の自家配合による活用等低廉な肥料の利用について、農業者への情報提供、技術実証、経営指導等を通じた拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低価格軽量剤(増量剤を減らすことで製材の軽量化が図られた農薬(1kg粒剤、500g粒剤))について、広報活動の強化等による供給拡大</li> <li>・大型包装品(20ℓ入り規格)について、大規模農家等を対象とした広報活動の強化等による供給拡大</li> <li>・特許切れ農薬の利用促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シンプル農機(基本性能を重視し、従来機と比べて低価格な農業機械)について、大型農業機械等の農業者ニーズに対応した機種種の拡大等による供給拡大</li> <li>・中古農業機械について、情報提供の充実及び遊休農業機械の掘り起こしと適正な整備の推進による活用促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低コスト段ボール箱(茶色箱化(原色化)、低コスト新原紙の利用)について、導入効果の検討等を通じた導入拡大</li> <li>・ハウスについて、低コスト耐候性ハウスの普及及び更なる低コスト化に向けた研究・開発による低コスト化の推進</li> <li>・畜舎・堆肥舎について、低コスト工法に関する調査・実験の実施とその成果情報の農家等への提供等による低コスト化の推進</li> </ul>
製造の合理化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製造設備の整理・統合の推進</li> <li>・汎用性肥料の利用拡大による銘柄集約の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製造設備の整理・統合の推進</li> <li>・有効期限の長期化等による返品に係るコストの節減等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部品の規格化・共通化、O E M(相手先(委託者)の商標で販売される製品の受託製造)等の推進</li> </ul>	
流通の合理化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農家配送拠点の再編整備を通じた物流の合理化</li> <li>・一貫パレチゼーション(同一パレットに載せたまま工場から肥料販売店等の倉庫まで一貫した輸送を行うこと)について、肥料販売店における受入体制の整備等による取組拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農家配送拠点の再編整備を通じた物流の合理化</li> <li>・有効期限の長期化による返品に係るコストの節減(再掲)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補修用部品の長期供給、広域部品供給センター等の部品供給体制の整備による農業機械の長期使用傾向に対応した補修用部品の安定的供給</li> </ul>	
資材の効率利用等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・肥料コストを明示した栽培暦の作成、優良事例の紹介等による農業者の意識啓発</li> <li>・実証ほの設置等による土壌診断に基づく適正施肥及び側条施肥等の効率的施肥技術の普及拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農薬の防除効果及びコストを明示した栽培暦の作成、優良事例の紹介等による農業者の意識啓発</li> <li>・発生予察情報等の防除情報を的確に活用した要防除水準に基づく農薬の合理的利用の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・優良事例の紹介等による農業者の意識啓発</li> <li>・高性能農業機械等の導入基本指針等に基づく農業機械の適正導入</li> <li>・大規模農家等への農地・農作業集積の促進及びリース・レンタルの推進等による農業機械の効率利用の推進</li> </ul>	

	肥料	農薬	農業機械	その他資材・資材共通
資材の効率利用等			<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業機械の長期使用傾向に対応した補修用部品の安定的供給(再掲)</li> <li>・農業機械整備施設の認定制度の活用及び農業機械整備技能士の育成等による農業機械の長期使用傾向に対応した整備補修体制の強化</li> <li>・農業機械の修繕費の抑制及び長期使用のための農業者に対する自己点検・整備に関する指導や研修</li> </ul>	
担い手の資材費低減に資する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大口取引価格の設定、工場等から農家への直送条件の設定、フレコン輸送等の取組の拡大</li> <li>・担い手を主な対象とした低廉な肥料の利用や肥料の効率利用等の推進(再掲)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大型包装品について、大規模農家等を対象とした広報活動の強化等による供給拡大(再掲)</li> <li>・担い手を主な対象とした農薬の合理的利用等の推進(再掲)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シンプル農機について、大型農業機械等の農業者ニーズに対応した機種種の拡大等による供給拡大(再掲)</li> <li>・担い手を主な対象とした農業機械の適正導入や効率利用等の推進(再掲)</li> </ul>	
省力化に資する資材の開発等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・肥効調節型肥料等の省力化・施肥効率の向上に資する肥料及びその利用技術の開発並びに導入メリットのある農家等への普及</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・育苗箱施用剤(水稻の育苗箱に直接施用することで、施用労力の軽減や移植後の散布回数を節減できる剤)、フロアブル剤(水田の畦畔から田面に原液を散布し拡散させる剤)、投げ込み剤(農薬30～50gを水溶性のパックに包装したもので、水田の畦畔から水田に投げ込み拡散させる剤)等の省力化に資する農薬の開発及び導入メリットのある農家等への普及</li> <li>・登録済み農薬の適用農作物の拡大、作物のグループ化による農薬の適用の拡大等の農薬登録の適切な運用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(独)農業・生物系特定産業技術研究機構生物系特定産業技術研究支援センター(以下「生研センター」という。)、農業機械メーカー等における省力化等に資する農業機械の研究開発の着実な推進と成果の早期実用化</li> <li>・農業機械の検査・鑑定の適切な運用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネットによる農業生産資材情報の提供についての情報内容の充実(関連企業等における経営合理化の状況等に関する情報も含む。)、効率的な提供方法への改善及び農業者からの意見提案の場の設定</li> <li>・農業用プラスチック等使用済農業生産資材について、農業生産資材適正処理全国推進協議会を始めとする各段階における推進体制による適正処理、回収・処理の効率化等の推進</li> </ul>